

【ABC 消費者情報 Vol.13】

■改正特商法・割賦販売法の本格施行

平成 21 年 12 月 1 日に改正特定商取引法・改正割賦販売法が本格施行され、事業者への規制がより強化されましたので、改正の主な内容をお知らせします。

なお、クーリング・オフ等について大幅な改正となっていますので、契約トラブルに巻き込まれたら、まず消費生活センターに電話でご相談ください。

■規制の抜け穴を解消

○指定商品・指定役務制を廃止し、訪問販売等では原則全ての商品・役務を規制対象とする。(一部対象外あり)

■訪問販売規制を強化

○「契約しない旨の意思」を示した消費者に、契約の勧誘をすることを禁止。

○訪問販売で、通常必要とされる量を著しく超える商品等を購入契約した場合、契約後 1 年間は契約を解除できることとした。

■クレジット規制を強化

○個別クレジット契約をクーリング・オフすれば、販売契約も同時にクーリング・オフされる。

■インターネット取引等の規制を強化

○返品可否・条件・送料の負担を広告に表示していない場合、商品到着後 8 日間は送料を消費者負担で返品が可能。

法の施行内容について、詳細は「経済産業省の消費生活安心ガイド」(パソコン版サイト)でご覧になれます。アドレスは以下のとおりです。

<http://www.no-trouble.jp/>

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター
〒890-0063 鹿児島市鴨池二丁目 25-1-31
電話 099-258-3611